

福岡県公報

平成18年12月18日
第2621号

目次

告示(第2498号—第2524号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○公共測量の実施	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	4
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7

○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	9
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	9
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	9
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	9

公安委員会

○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	10
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の実施	(警察本部生活環境課)	11
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の実施	(警察本部生活環境課)	12

雑報

○福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間の認可における理事長が定める事項について	(高速道路対策室)	12
---	-----------	----

告示

福岡県告示第2498号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福岡市西区今宿上ノ原字浦ノ山1の1から1の7まで、字焼山195の2から195の5まで、195の7、195の10から195の14まで、大字拾六町字藤ヶ坂1192
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2499号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月15日農林水産省告示第1462号（3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2500号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年6月26日農林水産省告示第950号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2501号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年12月13日農林水産省告示第1977号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2502号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年7月25日農林水産省告示第1126号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2503号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年7月24日農林水産省告示第1216号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2504号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字長野地区	平成18年12月5日から 平成18年12月31日まで

福岡県告示第2505号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区河内二丁目	平成18年11月14日

福岡県告示第2506号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区・八幡西区一円	平成18年11月22日

福岡県告示第2507号

解散した清算法人久留米市東合川土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
濱 崎 勝 美	久留米市東合川9丁目6番23号
辻 芳 春	〃 3丁目11番32号
飯 田 忠 義	久留米市合川町1125番地
高 嶋 邦 男	久留米市東合川町46番地
高 嶋 一 善	久留米市合川町421番地
森 山 博	久留米市東合川町405番地
小 塩 忠 義	〃 561番地
小 塩 猛 俊	〃 1071番地1
小 塩 武 士	〃 462番地・463番地1
黒 岩 英 登	久留米市東合川9丁目17番21号

川 浪 義 己	〃 〃 4番40号
吉 田 誠	〃 4丁目3番32号
原 賀 義 弘	久留米市合川町1094番地
佐々木 光 雄	〃 1025番地
秋 山 常 範	〃 269番地1
川 原 一 男	久留米市東合川9丁目4番33号
石 橋 正 信	久留米市東合川町48番地
吉 田 勝 弥	久留米市東合川4丁目5番28号
秋 山 重 美	久留米市合川町1132番地
荒 木 正 義	久留米市東合川町1072番地
江 崎 嘉 次	久留米市合川町284番地1
初 田 政 彦	久留米市東合川7丁目9番15号
江 崎 清 光	久留米市合川町1066番地
中 村 守 生	〃 1043番地1
黒 岩 誠	久留米市東合川9丁目15番43号
辻 敏 久	久留米市東合川町400番地
小 塩 秀 義	〃 543番地

福岡県告示第2508号

解散した清算法人朝倉郡夜須町土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
清 武 昇	朝倉郡筑前町下高場1856番地
八 尋 得 眞	〃 〃 三並1340番地

平山 民雄	〃	〃	篠隈236番地
井上 喜雄	〃	〃	中牟田467番地
宗野 國弘	〃	〃	三並2075番地 2
多田 文人	〃	〃	三牟田80番地

福岡県告示第2509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
前原	県道	津和崎線	前	前原市大字志登531番先から同市波多江駅北2丁目1番21先まで	3.0 ～ 8.7	931.0	
			前	同上	7.5 ～ 27.3	1,100.0	うち一般国道202号重用延長 110.0メートル
			後	同上	7.5 ～ 27.3	1,100.0	うち一般国道202号重用延長 110.0メートル

福岡県告示第2510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
前原	県道	大野城二丈線	前	糸島郡二丈町大字上深江800番1先から同郡同町大字上深江884番1先まで	9.2 ～ 10.8	266.4	
			後	同上	10.5 ～ 46.0	266.4	
前原	県道	波神呂在線	前	糸島郡二丈町大字長石449番1先から同郡同町大字波呂1102番2先まで	7.4 ～ 11.5	577.4	
			後	同上	7.4 ～ 11.5	577.4	
			後	同上	2.9 ～ 46.0	3,697.3	うち大野城二丈線重用延長 1,116.7メートル

福岡県告示第2511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前 原	県 道	津 和 崎 潤 線	前	前原市大字泊1276番1先から同市波多江駅北2丁目1番21先まで	7.5 ～ 27.3	1,955.6	うち一般国道202号重用延長 110.0メートル
			後	同上	7.5 ～ 35.0	1,965.6	うち一般国道202号重用延長 110.0メートル
			後	同上	8.8 ～ 50.0	2,009.0	うち一般国道202号重用延長 575.0メートル

福岡県告示第2512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

那 珂	一般 国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山960番2先から同郡同町大字五ヶ山936番先まで	8.4 ～ 12.3	23.0
			後	同上	10.3 ～ 16.0	23.0
那 珂	一般 国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山915番4先から同郡同町大字五ヶ山915番28先まで	8.7 ～ 12.5	25.2
			後	同上	11.5 ～ 12.5	25.2
那 珂	一般 国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬1245番4先から同郡同町大字市ノ瀬1243番2先まで	10.0 ～ 11.5	13.0
			後	同上	12.6 ～ 25.4	13.0
那 珂	一般 国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字不入道280番3先から同郡同町大字不入道284番2先まで	10.5 ～ 10.8	58.1
			後	同上	12.4 ～ 13.5	58.1

福岡県告示第2513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	長 高 栖 橋 線	前	うきは市吉井町江南829番1先から 同市吉井町新治1235番2先まで	4.8 ～ 15.0	2,175.0
			前	同上	3.2 ～ 47.8	2,583.7
			後	同上	4.8 ～ 15.0	2,175.0
			後	同上	3.2 ～ 47.8	2,583.7

福岡県告示第2514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	長 高 栖 橋 線	うきは市吉井町八和田63番1先から 同市吉井町新治1210番3先まで

福岡県告示第2515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	富 多 大 城 線	前	久留米市北野町八重亀835番7先から 同市北野町八重亀417番3先まで	7.8 ～ 8.8	342.0
			後	同上	10.0 ～ 10.2	342.0

福岡県告示第2516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	富 多 大 城 線	久留米市北野町八重亀835番7先から 同市北野町八重亀417番3先まで

福岡県告示第2517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	彦 山 停 車 場 線	前	田川郡添田町大字落合804番2先から 同郡同町大字落合772番10先まで	14.0 ～ 29.5	152.0
			後	同上	14.0 ～ 29.5	152.0

福岡県告示第2518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	彦 山 停 車 場 線	田川郡添田町大字落合804番2先から 同郡同町大字落合772番10先まで

福岡県告示第2519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
大牟田	三池港線	大牟田市新港町1番42先から 大牟田市新港町1番137先まで

福岡県告示第2520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	山 新 田 宮 線	前	糟屋郡久山町大字山田2480番13先から 糟屋郡新宮町大字立花口2153番1先まで	4.8 ～ 24.8	1,042.0
			前	同上	14.0 ～ 50.0	1,085.0
			後	同上	4.2 ～ 24.8	1,042.0
			後	同上	14.0 ～ 50.0	1,085.0

福岡県告示第2521号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原鼓字釜床2490の1から2490の3まで、2492の1、2492の2、2502の3、大字福井字土師2572の10
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2522号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
飯塚市桑曲字牧ノ内216の13（国有林）

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第2523号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
田川市大字猪国字坂谷山548の14（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第2524号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成18年12月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
福岡町津丸土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成15年10月29日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区
福津市津丸字馬場及び字野間尻の各全部並びに津丸字曙、字藤井、字宮城及び字西

ノ後の各一部並びに若木台1丁目の一部

4 事務所の所在地

福津市津丸1066番地の1

5 設立認可の年月日

平成14年11月27日

6 変更認可の年月日

平成18年11月30日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第359号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、公示する。

平成18年12月18日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査（大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成19年1月18日（木曜日） " 1月19日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成19年1月22日（月曜日） " 1月23日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無

背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普 通	20,500円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額
特定第一種	14,750円	を減じた額
大型二種	22,050円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額
普通二種		

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成19年1月11日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成19年1月11日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておく

こと。

- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

別表1

審査細目	技能検定員審査 (普通)に係る 額	技能検定員審査 (特定第一種) に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	6,750円	2,450円
3 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円
備考		
1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にとっては11,650円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にとっては5,050円を減ずるものとする。		
2 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にとっては4,100円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にとっては4,750円を減ずるものとする。		
3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にとっては19,700円、技能検定員審査(特定第一種)を受けようとする者にとっては13,950円を減ずるものとする。		

別表2

審査細目	技能検定員審査 (大型第二種免許及び普通第二種免許)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円
備考	
1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずるものとする。	

福岡県公安委員会告示第360号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年12月18日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時
平成19年1月26日(金)午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所
北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第361号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年12月18日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年1月23日（火） 13:30~16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署

平成19年1月23日（火） 13:30~16:30	八女郡黒木町大字桑原248番地1 黒木警察署 会議室	黒木警察署
平成19年1月26日（金） 13:30~16:30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第8号

平成18年3月20日付福岡北九州高速道路公社公告第11号（以下「公告」という。）3の割引をする自動車及び割引率のうち、（2）ETC曜日別時間帯割引における割引区分の祝日のうち理事長が別に定める日を次のとおり定めたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年12月18日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田 中 康 順

公告3(2)イ割引区分の祝日のうち、理事長が別に定める日を平成19年1月2日及び平成19年1月3日とする。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)